

地方における起業、U I Jターンによる就業をする方を応援します！

今こそ
地方
創生！

起業支援金・移住支援金のお知らせ

(地方創生起業支援事業・地方創生移住支援事業)

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方における起業、U I Jターンによる起業・就業者を創出する地方公共団体の取組を地方創生推進交付金で支援します。

起業支援金：地域の課題に取り組む「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもった起業（社会的起業）を支援（最大 200 万円）

移住支援金：地域の重要な中小企業等への就業や社会的起業をする移住者を支援（最大 100 万円※単身の場合は最大 60 万円）

起業支援金 + **移住支援金**：地方へ移住して社会的事業を起業した場合（最大 300 万円※単身の場合は最大 260 万円）



※本事業は、2019 年度から 6 年間を目途に地方公共団体が主体となって実施するものです。開始時期、支給額等の制度の詳細は地方公共団体により異なります。

地方創生起業支援事業の概要

都道府県が、地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業する方を対象に、起業のための伴走支援と事業費への助成（最大 200 万円）を通して、効果的な起業を促進し、地域課題の解決を通して地方創生を実現することを目的とした事業です。

なお、事業分野としては、子育て支援や地域産品を活用する飲食店、買い物弱者支援、まちづくり推進など地域の課題に応じた幅広いものが想定されます。

都道府県が選定する執行団体が、計画の審査や事業立ち上げに向けた伴走支援を行うとともに、起業に必要な経費の 2 分の 1 に相当する額を交付します。

起業支援金の対象

【対象者】次の①②③すべてを満たすことが必要です。

- ① 東京圏以外の道府県又は東京圏内の条件不利地域において社会的事業の起業を行うこと。
- ② 公募開始日以降、補助事業期間完了日までに個人開業届又は法人の設立を行うこと。
- ③ 起業地の都道府県内に居住していること、又は居住する予定であること。

東京圏とは？

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

条件不利地域とは？

「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）
※一都三県の条件不利地域の市町村名は、HP に記載しております。

(起業支援金・移住支援金-地方創生 HP : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin_index.html)

起業支援金交付までの流れ（例）



地方創生移住支援事業の概要

東京 23 区(在住者又は通勤者)から東京圏外^{※1}へ移住し、移住支援事業を実施する都道府県が選定した中小企業等に就業した方又は起業支援金の交付決定を受けた方に都道府県・市町村が共同で交付金^{※2}を支給する事業です。

※1 東京圏内の条件不利地域を含みます。

※2 100 万円以内(単身の場合は 60 万円以内)で都道府県が設定する額

移住支援金の対象

次の①②③すべてに該当する方が対象となります。

① 【移住元】東京 23 区の在住者又は通勤者(5 年以上)

対象となる方の詳細は？

- ・移住直前の 10 年間で通算 5 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)に在住し東京 23 区に通勤[※]していた方。ただし、直近 1 年以上は東京 23 区に在住または通勤していることが必要。

※雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

② 【移住先】東京圏以外の道府県又は東京圏内の条件不利地域への移住者

(※移住支援事業を実施する都道府県・市町村に限ります。)

いつ移住しても対象になるの？

期間等の要件があります。

- ・移住先都道府県が移住支援事業の詳細を公表した後の転入であること。
- ・支援金の申請が転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- ・申請後 5 年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること。等

③ 【就業・起業】移住支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方又は起業支援金の交付決定を受けた方

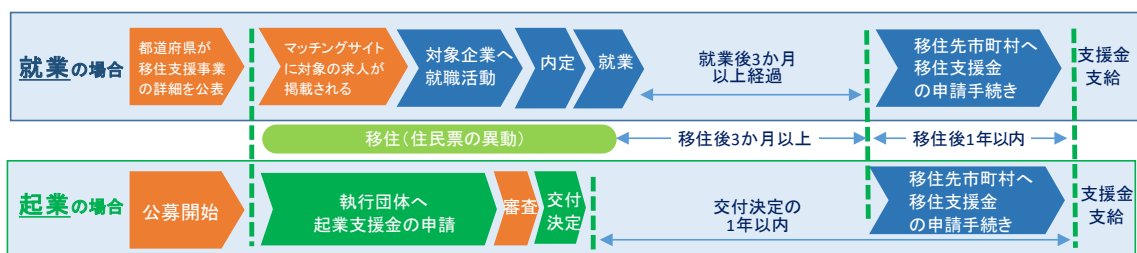
対象となる求人はどんなもの？

- ・地方創生の観点から都道府県が選定する法人の週 20 時間以上の無期雇用契約の求人

※次の場合は対象になりません。-----

- ・就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を務めている法人への就業
- ・官公庁等、資本金 10 億円以上の営利を目的とする企業(知事が特別に認める場合を除く)みなし大企業、本店所在地が東京圏(条件不利地域を除く。)の法人(勤務地限定型社員を除く)、雇用保険の適用外事業主、風俗営業者、反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する法人 等

移住支援金の交付までの流れ(例)



本事業の詳細については、事業を実施する都道府県が公表する情報及び地方創生 HP をご確認ください。

(起業支援金・移住支援金-地方創生 HP : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin_index.html)

内閣府地方創生推進事務局
内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館
電話番号 03-5253-2111(代表)